

2008. 7. 3

未成年者を被保険者とする死亡保険について（意見）

第二部会委員 原 早苗

本日（7. 3）の保険WGに出席ができませんが、「未成年者・成年者の死亡保険」について、以下の質問と意見を提出いたします。広く社会にこの問題の所在を問い、検討を尽くされるよう要望します。

（当日の資料から）

1.未成年者の生命保険金目的殺人が疑われる事案（判例・報道ベース）について

この調査は、生命保険協会、日本損害保険協会がインターネット等により可能な範囲で調査・抽出したものとなっているが、あくまでも社会的に問題になったもの（判例・報道）にとどまっているのではないか。

個社内部での状況は把握できないのか。また、このような事例を見ると殺人のインセンティブとして働いていることが予測できるのではないか。

（意見）

- 保険の「同意」要件に反するとする原則に立ち戻るべきと考える。
- 子どもの死にかける保険にニーズがあるとは考えにくい。

子どもの死により被る損失は精神的な苦痛そのものであり、経済的損失は考えにくい。「老後を子どもに面倒をみてもらう」とする人は、4%台に過ぎない。（内閣府国民生活選好度調査）

高度傷害を負ったときのためにとのニーズは考えられるが、であれば、子どもの死とは分けた保険商品の開発をすべきではないか。

自身の経験からしても、保険会社にニーズがあるのではないか。（資料によれば販売占率も高い）
- 上記資料からも殺人のインセンティブとして働く要素は否定できない。

保険金の上限を1000万円にしても、十分、犯罪が起こる可能性はある。
- 保険金の上限を1000万円とする根拠は何か、不明である。

審議過程では、「葬儀代程度は認めてもいいのではないか」の意見はあった。であっても、このことは、配布資料（日本消費者協会調査）によっても、全国平均で231万円である。
- 保険契約の通算制度の仕組みも不十分である。